

身近な手続き 11種 ご紹介!

行政書士の お仕事って?

ブエシテ
増刊号
行政書士とうきょう
2020 Vol.11

特別付録
終活をはじめる!
エンディング
ノート付き

- 外国人力士は大変!?
- 自宅でご当地ナンバーに交換
- 一人暮らしの高齢者を守るには?
etc.

さまざまな手続きの
お役立ち情報

はおうちcafeを
はじめたい

puente



東京都行政書士会

プエンテ [Puente]

行政書士とうきょう 増刊号 2020 Vol.11

CONTENTS

p. 1 ごあいさつ

p. 2	Question 01 在留資格①	日本で暮らす外国の人たちが持っているものって何？
p. 4	Question 02 在留資格②	日本で活躍する外国人プロスポーツ選手も在留資格を持っているの？
p. 6	Question 03 飲食店営業許可	“おうちCafé”を始めたい
p. 8	Question 04 風俗営業許可	“CLUB ROPPONGI TOKYO”クラブを開業するには？
p.10	Question 05 建設業許可	建設業の許可票、これってなあに？
p.12	Question 06 出張封印	自宅でナンバープレート交換ができるって本当ですか？
p.14	Question 07 運輸・旅客	自分の車でタクシーできる？
p.16	Question 08 医療法人	クリニックを開設するにはどうすればいいの？
p.18	Question 09 民泊	わたしの家で民泊できるの？
p.20	Question 10 遺言・相続	相続って簡単にいうとどんなことをするのですか？
p.22	Question 11 成年後見制度	一人暮らしの高齢者を心配ごとから守るには？

p.24	coffee break [こんな行政書士もいるんです] ペットと一緒に海外旅行するときにも行政書士がお手伝い！
------	-------------------------------------------------------------

p.26	東京都行政書士会と島しょ部との関わり
------	--------------------

p.28	法教育紹介
------	-------

p.30	おしゃべってなあに？
------	------------

p.32	終活・エンディングノートについて
------	------------------

p.39	無料相談会のご案内
------	-----------

さまざまな手続きのお役立ち情報

行政書士の お仕事って？



■ ごあいさつ

「仕事は何ですか？」

『行政書士です。』

「ほう、行政書士ですか…ところで行政書士の仕事って何ですか?…」

行政書士の仕事をしているとよくある会話です。「行政書士」という言葉は知っていても、実際どういう仕事をしているのかを知っている方は多くないのが現実です。そこで今回の「ブエンテ」は「行政書士の仕事」にスポットを当ててみました。「行政書士の仕事」は、書類の作成が基本となります。実際には依頼者の希望や夢を叶えるためのよきパートナーとしての部分が多くあります。この「ブエンテ」で「行政書士の仕事」の一部分でも皆様に伝えることができたらうれしい限りです。

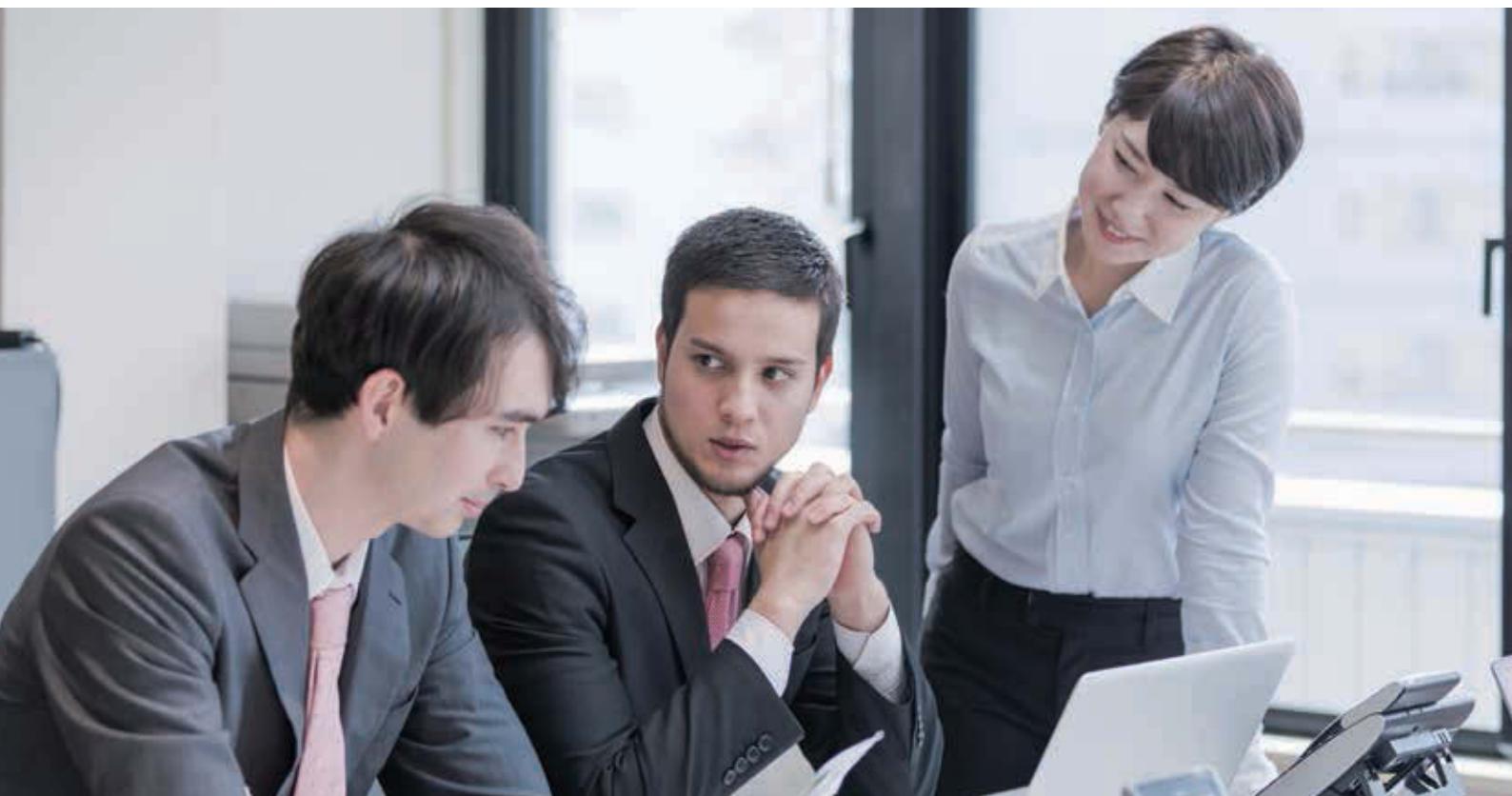
「ブエンテ」とはスペイン語で橋という意味です。今、手に取っていただいたこの「ブエンテ」には「行政書士の仕事を少しでも多くの方に知っていただきたい」という東京都行政書士会広報部一同の思いが込められています。この「ブエンテ」が皆様と行政書士との「架け橋」となることを願ってやみません。

東京都行政書士会 広報部長 榎本 晃

Question

01

日本で暮らす外国の人たちが持っているものって何？

Answer

皆さんそれぞれに在留資格を持っています。

留学や就職・転勤、または日本人と結婚した方など、様々な理由で外国籍の方々が日本で暮らしています。日本で暮らすためにはその人その人に合った「在留資格」を取ることが必要です。

正しい在留資格を取っていないと、短期間で日本を離れることになったり、社会保険に加入できなかったり、安心して生活を送ることができません。

そのため、日本に暮らす外国籍の方は大人も子供も在留資格を持っています。日本で生まれた外国籍の赤ちゃんも生まれてから30日以内に申請して在留資格を取得します。



こちらは東京出入国在留管理局。
在留資格の手続きは各地の出入国在留管理局で行います。



ここが大変！在留資格申請

1 どの在留資格なのが分からず？

まず、日本で行う予定の活動内容に合った在留資格を選びます。

しかし、収入を得る活動（就労系）の在留資格は注意が必要です。就きたい仕事に関する在留資格に對して自分の学歴・職歴が見合わない場合や、就きたい仕事・現在行っている仕事の内容が申請した在留資格に当てはまらない場合は不許可となってしまいます。

雇う側も注意が必要です。本社での管理業務と店舗での販売業務などでは在留資格が異なる場合があり、採用後の配置や人事異動に際しては在留資格との適合性を確認します。

2 どの書式を使うのかが分からず？

在留資格の申請には、認定証明書の交付、在留期間の更新、在留資格の変更、在留資格の取得、永住の許可、などさまざまな種類がありますが、それぞれの申請書式は在留資格ごとに少しずつ違っているので、自分の申請に使う書式を正しく判断する必要があります。

3 どの書類を集めたら良いのか分からず？

法務省のホームページに提出すべき資料が掲載されていますが、どの申請者にも共通する最低限の資料となります。申請者の状況と、申請の種類、在留資格によって、ホームページに載っていなくても、提出が必要なものがあります。



在留資格の手続きを行政書士に頼むメリットは？

令和2年3月現在で29の在留資格があり、一つの資格が細かく分かれている場合もあります。在留資格関係の手続きを専門にする行政書士は、それぞれの在留資格の要件に通じていますので、どの在留資格で申請すべきか、どのような資料を提出すべきか、在留資格を得た後の注意点は何か、などの的確に判断することができます。新しい在留資格の創設や、既存の在留資格の拡充など、法令改正にも適時に対応しています。在留資格が必要な外国人の方のみならず、外国人を

雇用する日本企業や、国際結婚した日本人配偶者など、周りの方々へのアドバイスも行うことができます。実際に、ご自身で申請して何回も不許可になったケースでも、行政書士がこれまでの申請内容や提出書類を調べ、要件を満たしているにも関わらず提出書類の内容の不足や不備が原因でしっかりとした証明ができていないことが原因であることが分かり、提出書類を細かくそろえることによって許可となったケースもあります。



行政書士が語る遺言のススメ：外国人編

国際結婚のご家庭や、日本に永住している外国籍の方のご家庭で相続が発生した場合、日本人とは異なる大変さが生じます。

日本以外のほとんどの国には戸籍制度がないため、戸籍を集めれば親族関係が証明できる日本人とは違い、親族関係の証明には手間がかかります。

また、母国の法律が関係するのか日本の法律が関係するのか、財産内容と各国の法律を照らし合わせる必要があります。

日本に永住する方や永住予定の方には、万一の場合に備え、母国の法律と日本の法律のどちらにも対応する遺言を作ることをお勧めしています。

色々な国のパスポート



イギリス



アメリカ



日本



中国



フランス



ロシア

Question

02

日本で活躍する 外国人プロスポーツ選手も在留資格を持っているの？

*Answer*

はい、「興行」という在留資格で活動しています。

外国籍の方が日本でプロスポーツ選手として活動する場合には「興行」の在留資格が必要です。日本のプロチームに所属して年間のリーグ戦に参加する競技（野球、サッカーなど）はもちろん、数週間だけ来日して賞金が出る試合に参加する競技（ゴルフ、ボクシングなど）でも、「興行」の在留資格が必要です。

他の就労系在留資格は長期にわたって日本で働くことを想定した在留資格ですが、一回限りの短期的な活動でも必要となるのが「興行」という在留資格の特徴です。それでは、様々なプロスポーツの中から、日本独自の競技である大相撲についてご紹介しましょう。

大相撲では、給金のある十両以上か給金のない幕下以下かを問わず、番付に載っている外国人力士であれば「興行」の在留資格を持っています。

一方、まだ番付に名前が載らない力士の卵については「文化活動」という在留資格を取り、各相撲部屋で稽古に励んでいます。「文化活動」は日本独自の文化や技芸について学ぶために滞在する外国人のための非就労系の在留資格ですが、まずはこの在留資格で稽古に励み、体を作り、技術や作法を学ぶ期間を過ごすのです。

そして新弟子検査を受けて合格後、「興行」の在留資格に変更し、前相撲を経て番付に名前が載ると、晴れて力士としての本格的な活動がスタートです。

他の競技では最初から「興行」の在留資格を取りますが、「興行」の前に別の在留資格「文化活動」を取るところが、伝統文化とのつながりの深い大相撲の特徴といえるでしょう。

【Q】ここが大変！外国人力士

1 ケガは大敵！

力士は常にケガと隣り合わせです。大きなケガは現役生活を縮めてしまいます。外国人力士も例外ではありませんが、日本人力士より大きなリスクがあります。ケガで復帰の見込みが立たなくなったり、引退せざるを得なくなったりしてしまうと、「興行」の在留資格で活動できないとみなされ、他の在留資格に変更できない限り、帰国しなければならないのです。しかし、若いころから相撲の修行に励んできた力士が、他の就労系在留資格に必要な学歴・職歴の基準を満たすことは容易ではありません。一般就職しようと思っても在留資格の変更が認められないことが多いのです。



大きなケガは在留資格に影響することも…。



行政書士が語る外国人力士

彼らが暮らす相撲部屋はほとんど東京にありますから、在留期間の更新をするときには東京で手続きをします。しかし、在留期限が迫っているときに地方場所や巡業があると、本人が手続きに行けません。本人が手続きに行けたとしても、東京出入国在留管理局はいつも大変に混雑していて、長い列に長時間並ぶことになります。体が大きいので周りの視線を集めてしましますし、手続きで一日をつぶしてしまうよりは稽古したいというのが彼らの本音でしょう。手続きのスケジュール管理など、彼らが稽古に集中できるようお手伝いするのが重要な仕事だと思っています。

外国人力士の皆さんは、10代の頃から日本での成功を夢見て相撲一筋で毎日稽古に励んでいます。そのため、良くも悪くも相撲のことしか知りません。相撲の世界で生き抜くことで精いっぱい、さらに言葉の問題もあり、相撲部屋から一歩出た日本社会のルールや習慣をじっくり学ぶ余裕はありません。本人が意図しないところでトラブルに巻き込まれないよう、日本の法律などについて伝えることも大事だと感じています。

2 リタイアメントプランが重要！

日本で暮らす外国籍の方は、原則として在住期間が10年になると永住許可の申請ができます。永住が許可されれば、基本的にはどのような仕事にも就くことができます。しかし、日本での生活に十分な収入を現在得ていて、これからも得られる見込みがある場合でなければ永住は許可されません。ケガと戦いながら10年現役生活を続け、関取の地位を守ることができるか、10年から先も活躍できるか、引退後の身の振り方は、など入念に見通しを立てることが必要です。

なお、親方として後進の指導に当たるためにには、日本国籍の取得が必要なので、引退後も相撲界に身を置きたい場合には、永住よりもそちらを視野に入れなければなりません。国籍を変えるため、日本の家族、本国の家族ともよく話し合うことが必要です。



断髪式で大銀杏に鉄を入れました。

Question

03

“おうちCafé”を始めたい



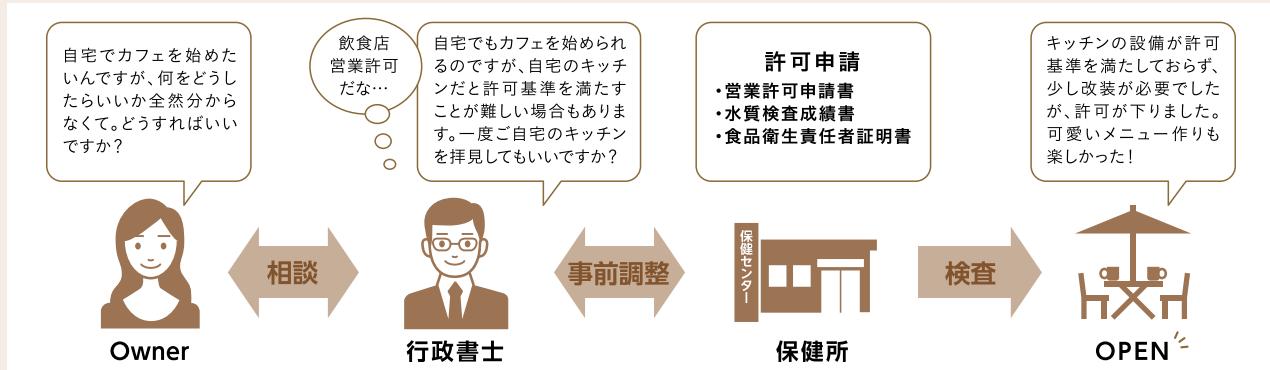
Answer

飲食店営業許可(喫茶)が必要です！

あなたの自慢のおうちでCafé!
考えただけでも
気持ちが“ワクワク”しませんか?
ご自分のおうちを使って
素敵なおうちCaféをオープンするには、
「飲食店営業許可」が必要となります。
さて、それではこの「飲食店営業許可」とは
どういうものでしょうか?
わかりやすく解説しますね。(。・ω・。)ノ♡



筆 オープンまでの“旅”



筆 「飲食店営業許可」って何だろう？

あなたのおうちでCaféを開くには、「飲食店営業許可」が必要となります。さて、飲食店営業許可とは何でしょうか。また、この許可の目的とは何でしょうか？基本となる法律に「食品衛生法」というものがありますが、この法律の第1条には「この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする」となっています。う～ん、何だか難しいですね。要するに、あなたのお店で飲んだり食べたりするお客様に、安心で安全なサービスを提供してくださいということを言っているのです。

そして許可の条件として、施設や食材等の管理などについて一定の義務を課しているのです。そう考えるとこの許可の考え方や仕組みというのは私たち利用者にとって良

い制度ですね。せっかく素敵な時間を過ごすですから、美味しく、楽しく、そして安全でありたいものです。詳しくは、あなたの街の行政書士に相談してください。



豆知識 ドイツのちょっと変わったCaféの紹介

ドイツの街で、お洒落なCaféを見つけました。私たちの街にもこんなお洒落な移動Caféがあったらいいですね。誰かオープンしませんか？

ところで、ドイツと言えば「ワインナー・コーヒー」です。しかし、ドイツのCaféで、「ワインナー・コーヒーください」と言つても、「何？」と聞き返されてしまいます。そんなときは、アインシュペナー(Einspanner)をくださいと言いましょう。クリームたっぷりの美味しいコーヒーが出てきますよ！

なお、この名前の由来は、庶民が利用することのできた、「1頭立ての馬車」(Einspänner)からきているそうです。豆知識でした。



飲食店営業許可を取るときは、行政書士が活躍します。

飲食店営業許可を自宅で取得しようとすると、キッチンの設備が許可要件を満たさず改装が必要になることが多いです。飲食店営業許可を取得するには、設備に一定の要件があります。おうちカフェを



計画する際によく問題になる点が、シンクが二槽シンクではない、シンクと別に手洗器が付いていない、キッチンの入口ドアがないという点です。改装するところは行政書士がしっかり監修します！

Question

04

“ CLUB ROPPONGI TOKYO ”

クラブを開業するには？



Answer

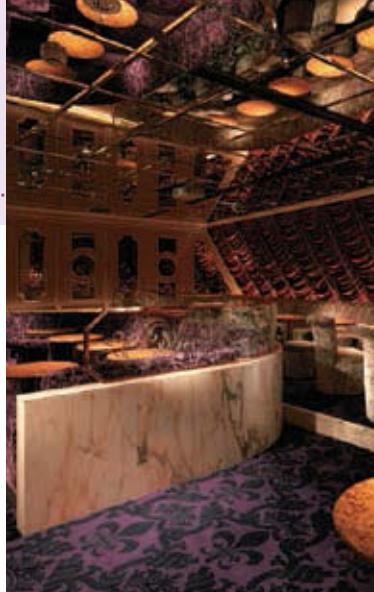
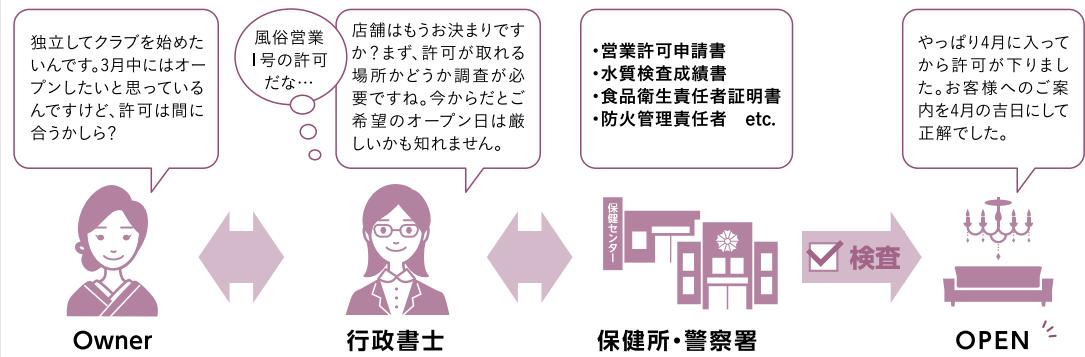
「風俗営業許可」と「飲食店営業許可」が必要です。

ラグジュアリーな空間とおもてなし、
グラスに漂う琥珀色の香り、
夜の街で素敵なクラブを
開業したいと思うあなた…
どうぞ、私たち行政書士が
ご案内いたします。

“ Welcome ”



オープンまでの“旅”

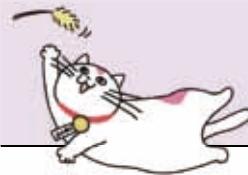


こんなときは、「そうだ、行政書士に相談しよう！」

美味しいお酒の提供と共に、楽しい会話を楽しんでいただくには、ホストやホステスらスタッフによるゲストへのおもてなし、「接客サービス」が必要になることが少なくありません。

こうした営業をする場合は、「飲食店営業許可」の他にメインとなる「風俗営業許可」が必要となります。許可是「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(風営法)」において事業者に求められています。その他、「防火管理者」の資格取得や「食品衛生責任者」の配置など、付帯するさまざまなものが必要となります。重要なのは、開業の計画当初から、専門の行政書士に相談し、思わぬ失敗やトラブル、損失を防ぐこととなります。詳しくは、あなたの街の行政書士に相談してください。



風営豆知識

風俗営業の許可を持っているお店というと、性風俗のお店かと思ってしまう方は多いようですが、風営法上は風俗営業の許可が必要なのはクラブやホストクラブ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなのです。ゲームセンターは子供たちも遊びに行きますよね。

クラブやホストクラブというと、ホステスが男性客と談笑したり、ホストが女性客と談笑したりというイメージかと思います。しかし、実は女性専用クラブ、男性専用ホストクラブを始めようとしたとしても(始めようとした方はいませんが...)風俗営業の許可が必要なのです。風俗営業の許可が必要かどうかの判断には「接待(談笑する、お酌をする、デュエットする等)」というキーワードがあるのですが、この「接待」の解釈の中に「異性」という言葉がないため、同性が「接待」するとしても許可が必要ということになるわけです。それに対し、性風俗の場合には「異性」というキーワードがあります。



レーザー測定器でキッチリ測ります。

風俗営業許可を取るときは、行政書士が活躍します。

行政書士の仕事というと、机に座って書類を作成する姿を想像するかも知れませんが、風俗営業許可の仕事はかなりアクティブです。学校、病院等の保全対象施設から一定の距離(原則100m)が離れていないと許可が取れないため、地図を片手に歩いて保全対象施設がないかどうか調査します。調査のために歩く面積は約31,400m²です。必要なら区役所や保健所等に出向いて確認します。また、図面作成のために店内を計測しますが、内装工事中の店舗だと作業用の格好をして行く行政書士もいます。なんと、天井から溶接の火の粉が降ってきたりもしますよ。

Question**05**

建設業の許可票、これってなあに？



建設業の許可票			
商号又は名称		○×建設株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 ○山 ○洋	
主任 監理	技術者の氏名	専任の有無	○用 ○夫 ○妻
資格名	資格者証交付番号	一級建築士	第○○○○○○○号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		建築工事業	
許可番号		国土交通大臣許可(特一〇)第○○○○号	
許可年月日		令和〇〇年〇月〇日	

こんな看板が工事現場にあります

Answer

工事の責任が誰にあるか示すためのものです。

工事現場でよく目にする「建設業の許可票」。この標識は、工事現場では必ず掲示されていなければいけません。

建設業者が幅広く工事をおこなうためには、この「建設業の許可」は欠かせません。

例えば、元請業者から「建設業の許可を取ってほしい」と言われたり、銀行で融資を受ける際に「許可があればもう少し支援できる」と言われたりしたことはありませんか？

そんなとき、私たち行政書士がサポートいたします！



建設業の許可を取得するまで

1 資格要件の確認

許可を受けるには、人的要件、場所的要件、財産要件等が満たされていることが必要になります。

2 証明書類の確認

1の要件が満たされていることを証明するために、工事請負契約書や注文書、保険の納入証明書など、多くの種類の資料を用意します。

3 申請書類の作成

営業所がある都道府県の知事、または、2つ以上の都道府県に営業所がある場合は国土交通大臣に対して申請します。

4 行政庁に申請

審査

申請先や内容によって、審査期間が異なります。

5 許可

建設業トリビア

「土木系女子（通称：ドボジョ）」ってご存知ですか？

現在、約360万人もの建設業技術者・技能者のうち、女性の比率は3%程度です。しかし、女性が建設関係の資格を取得するなど、女性の建設業界への進出は増加傾向にあります。このような建設業界で働く女性のことを、「土木系女子（ドボジョ）」という愛称で呼ばれることがあります。



こんなときは…

「そうだ、行政書士に相談しよう！」

建設業の許可を申請するまでには、たくさんの要件を満たす必要があります。それほど建設業の許可は厳格なものであるとも言えます。

私たち行政書士は、複雑な書類の作成はもちろん、申請に至るまでのスケジュール管理や要件の組み立て、申請書にあらわれない部分のフォローまで、許認可申請のプロだからこそ分かる専門的な見地からご相談に乗ることができます。

また、公共工事を請け負う場合の経営事項審査の申請についても、強み・弱みをおさらいし、様々な角度から会社を総点検して、法務窓口として会社をサポートすることができます。



建設業許可申請の エキスパート行政書士が語る！ この仕事のやりがいとは？



建設業の許可には有効期間があり、更新申請の際に要件が満たされていないと判断されてしまうと、営業の継続が難しくなってしまいます。

こうした問題が起こらないように、顧問として日頃からご相談に乗って、会社をサポートすることもあります。

依頼者の「困った」を解決できるパートナーとして信頼関係が築けたときや、「頼んで良かった」と涙して感謝していただいたときは、行政書士としてのやりがいを感じます！

行政書士は、許認可申請のプロです。他の許認可申請にも言えることではありますが、行政書士は「許可の重み」を知っています。だからこそ、ご相談いただく際には細かくヒアリングをして依頼者の希望を汲み取り、専門的知識をもって建設業の許可がおりるまで、また、許可の取得後も支援をすることができます。私たち行政書士は、あなたの相談をお待ちしております。

Question**06**

自宅でナンバープレート交換ができるって 本当ですか？

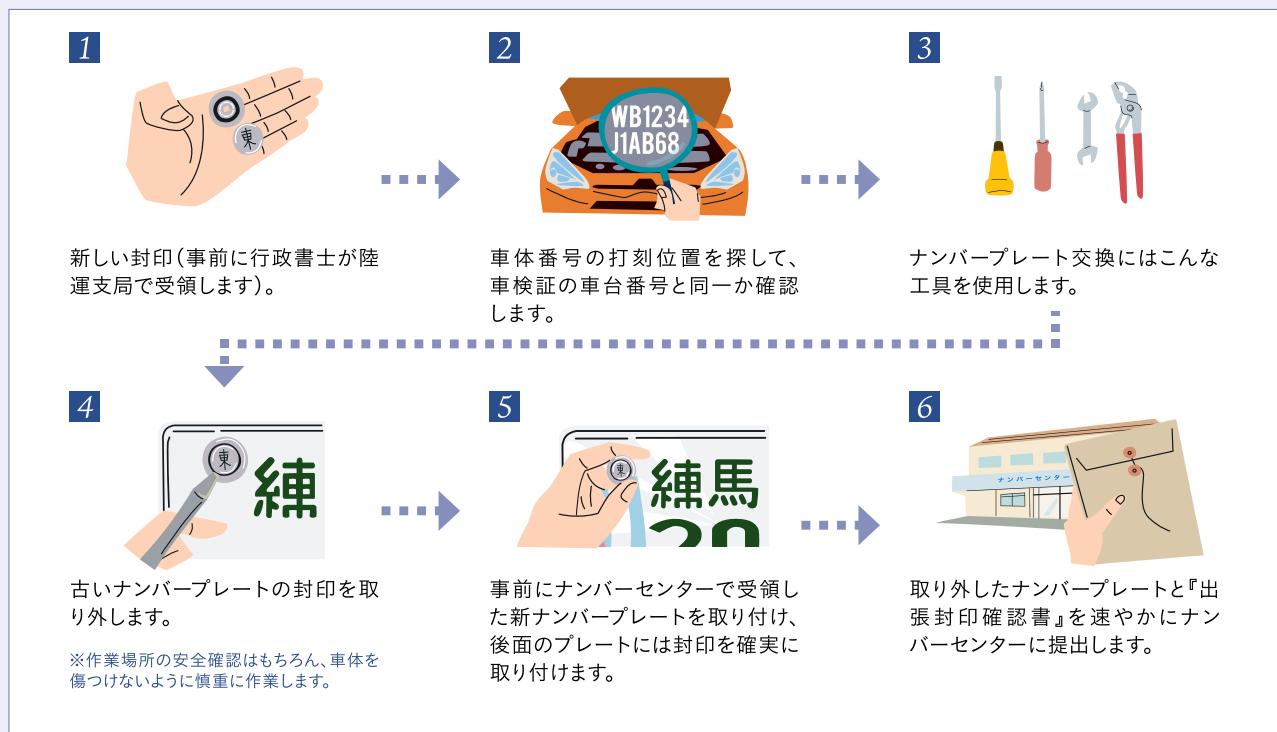
Answer

行政書士の出張封印をご利用ください。

図柄入りナンバープレートへ変更する場合や、引っ越し等でナンバープレートが変更になる場合、通常では管轄の陸運支局（検査登録事務所）に車を持ち込んでナンバーを交換し、取り外せないように封印を取り付ける必要があります。しかし陸運支局が開いているのは平日の日中のみです。車を持ち込めない人はどうしたらいいでしょう。

そんなときは行政書士の出張封印をご利用ください。車を陸運支局に持ち込むことなく、封印資格を持った行政書士が平日に陸運支局で手続きし、ナンバーを受け取り、夜間や土日祝日にユーザーの自宅（車庫等）まで出張してナンバー交換（施封）をすることができる便利な制度です。





Q どうしたら図柄入りナンバープレートに交換できますか。

A 図柄入りナンバープレートが交付されている地域に使用の本拠があることが条件です。

最近よく見かけるようになった図柄入りナンバープレート(ご当地ナンバー)は、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、地域の魅力を全国に発信することを目的に、平成30年10月1日から全国41地域においてスタートしました。都内ではすでに世田谷区、杉並区で、また江東区、葛飾区、板橋区でも令和2年5月以降に交付が開始されます。これらの図柄入りナンバープレートが交付されている地域に使用の本拠があれば交換することができますので行政書士にご依頼ください。

東京都内の
図柄入り
ナンバープレート



©SUGINAMI CITY



出典: 各自治体HPより
この他世田谷区、葛飾区の図柄ナンバーについては
各自治体のHPよりご確認ください。



Q 取り外した古いナンバープレートをもらえるって本当ですか?

**A 一定の場合に古いナンバープレートを記念に持ち帰ることができます。
詳しくは行政書士にご相談ください。**

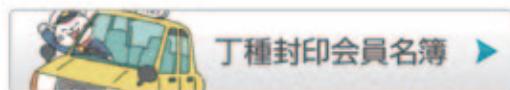
古いナンバープレートには再利用できないように穴が開けられます。穴に専用のキャップを取り付けてディスプレイ用のスタンドに入れることも可能ですが(キャップ、スタンドは有償となります)。古いナンバープレートを取り付けての走行はできません。



行政書士に依頼するには?

東京都行政書士会のホームページから封印資格を持つ行政書士(丁種会員)名簿を閲覧できますので直接ご依頼ください。

このバナーが目印です。



Question

07

自分の車でタクシーできる？

Answer

**タクシー事業をおこなうには、運輸局の許可が必要です。
そのままではできません。**

普段、皆さんが出かける時に使われるタクシー。5年ほど前にタクシーの構造上の要件が緩和されて、スライドドアのタクシーも多く見かけるようになりました。もしあなたが、「タクシー」の仕事をしようと思ったとき、行政書士は心強い味方になります！

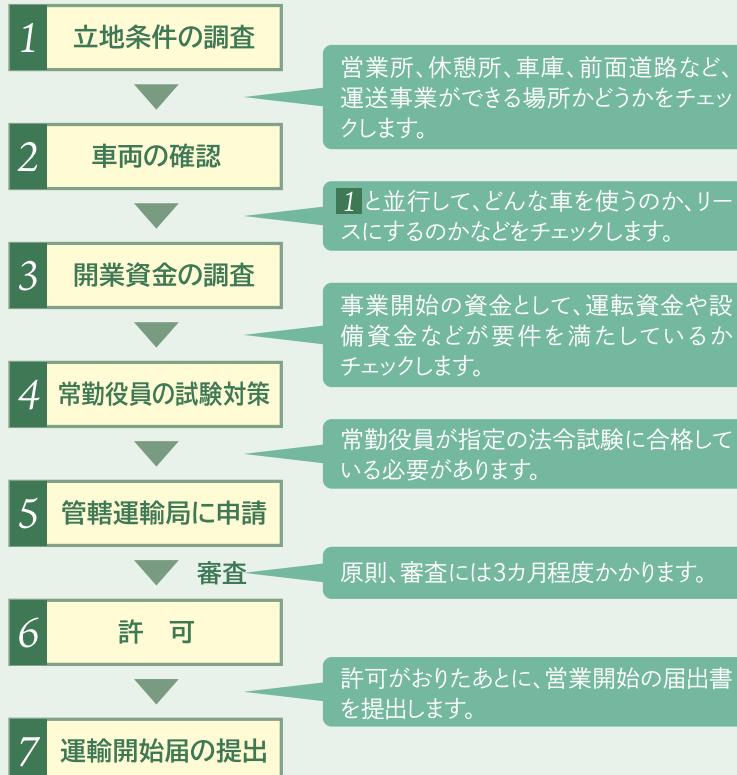


タクシー事業は、正式名称を「一般乗用旅客自動車運送事業」といって、道路運送法等にもとづく許可が必要になります。

このタクシー事業は、現在、需給規制の一環で特定地域での新規参入や増車はできませんが、「都市型ハイヤー」及び「介護タクシー」については、新規の申請が可能です。

今回は、タクシー事業の許可申請の中でも、「都市型ハイヤー」の許可についてご紹介いたします。

【筆】都市型ハイヤー事業ができるようになるまで



タクシー事業トリビア

「タクシー」と「ハイヤー」の違い、ご存知ですか？

「タクシー」とは、駅や道などでお客様を乗せ、乗車場所からの移動距離で料金が算定されます。
「ハイヤー」とは、完全予約制で、契約にもとづいて営業所から出庫して帰庫するまでの全区間で料金が算定されます。



【筆】運送業許可申請のエキスパート行政書士が語る！この仕事のやりがいとは？

依頼者が初めて相談に来られてから許可がおりるまで、早くても半年ほどかかります。その間、依頼者のご希望を細かく聴取して事業についてのご提案をすることで、信頼関係を築くことができます。また、タクシー事業者は許可を取得したあとも、運輸局の訪問調査や事故が起きた際などの対応をしなければなりません。

初めてのご相談から許可取得以降も、法務パートナーとして長くお付き合いできるこの仕事にやりがいを感じます。



行政書士は、許認可申請のプロです。運送業許可申請でお困りの方、タクシー事業をしているけれど今後が不安という方、タクシー事業を譲りたいがどうすれば良いか分からぬという方など、「はじめの窓口」として私たち行政書士にご相談ください。

【筆】行政書士に依頼するメリットは？

- ★面倒な申請書類の作成はもちろん、許可要件に合ったアドバイスができます。時間と労力をかけねば誰でも申請はできますが、経営者は「許可申請だけ」に時間をかけることはできません。また、法令の見落としや曖昧な理解で、せっかくの申請が不許可になってしまうこともあります。
- ★許可を取得するためのご提案だけでなく、事業計画についてのアドバイスをすることもできます。
- ★関係法令を十分に理解した行政書士が顧問として関わることで、許可取得後の訪問調査や法定書類の作成のフォローなど、安心してタクシー事業をおこなうことができます。



Question

08

クリニックを開設するにはどうすればいいの？

*Answer*

産婦人科などのクリニックを開設するには開設届や保険診療のための申請など、いくつも難しい手続きの許認可が必要です。それが行政書士の仕事、腕の見せ所です。

どんなクリニックにもめざすものがある！

たとえばどこに、どんな施設にしたいのか、子供に継がせるなら医療法人設立など、医師の希望を聞きながら、開業までをサポートするのが行政書士の仕事です。どんな手続きが必要かなど、行政書士だから知っている、その知識を存分に發揮できるのです。この手続きにはなくてはならない役割です。



分娩室がプラネタリウムのような、癒しの空間

病院とクリニックの違い

- 病院はベッド数20床以上(20名以上の患者さんが入院できる設備を持っている)
- クリニック(診療所)はベッド数19床以下



医療法人ならできること

- 院内託児所・認可保育所の設備があると、看護師さんたちの働きやすい職場になります。
 - 看護師・助産師をめざすための専門学校設置ができます。
 - 病院経営・クリニック経営・助産院(助産師が出産を担当する家庭的な出産、産科医と連携)経営がグループとしてできます。
- ※医療法人設立手続きも行政書士の仕事です。

こんなにたいへん医療法人!

一般的な流れ



注目情報

ポッチャリ改善にも行政書士が活躍

医療機関との連携によるスポーツジム(メディカルフィットネス)の設置が注目されています。生活習慣病など、厚生労働大臣の認定を受けた指定運動療法施設の利用が医療保険の適用となる予防医学の考え方です。

この施設認定取得、設立など実現するための手続きでも行政書士が活躍しています。



Question09

わたしの家で民泊できるの？

Answer

行政への手続きをしないとできません。
設備や安全確保などさまざまな条件があり、
またその条件は所在地によって異なります。

急増している外国人観光客の多様な宿泊ニーズに対応するため、平成29年に住宅宿泊事業法（通称：「民泊新法」）ができました。いま日本で民泊を行うには、次の3つのやり方があります。

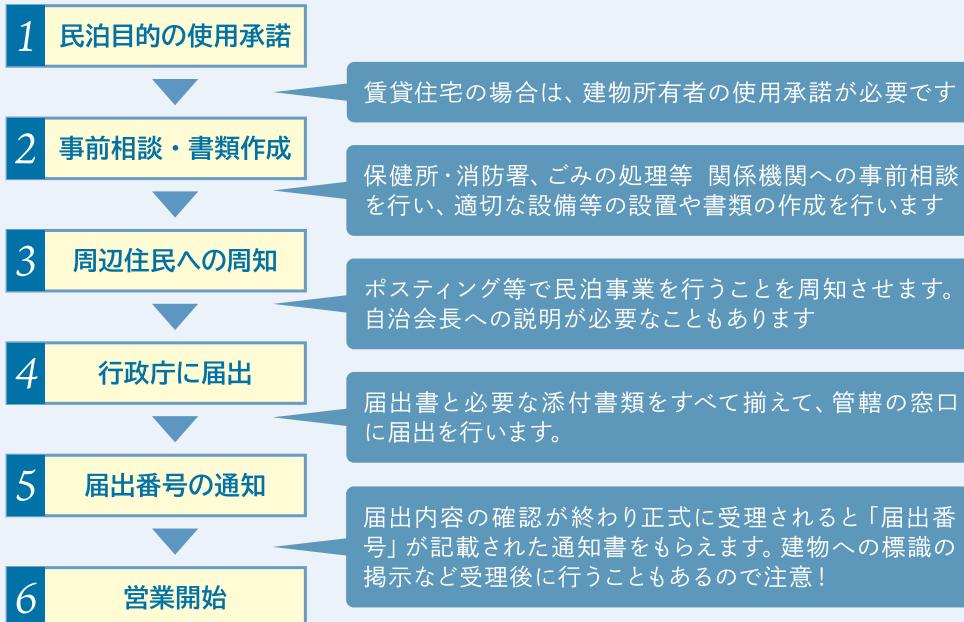
1. 旅館業法の許可を得て行う
2. 国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例（特区民泊）で認定を得て行う
3. 住宅宿泊事業法（民泊新法）の届出を行う

今回は、いま注目度の高い「住宅宿泊事業法（民泊新法）」についてご紹介します。



民泊事業ができるようになるまで

民泊を行うためには、クリアすべきたくさんの条件と手続きがあります。行政書士は、ご依頼を受けて、住宅宿泊事業届出の書類作成や提出代理ができます。また、営業を開始した後にも、宿泊者名簿の備え付けや行政への定期報告など、安全で適切な運営のためのルールもトータルでアドバイスできます。ぜひ、専門家にご相談ください！



※宿泊者の安全確保のため、消防署の立入検査等が実施されることもあります。

行政書士に依頼するメリットは？

民泊の行政への手続きには、さまざまな関係法令の正しい理解が必要です。また、スケジュールを立てて準備を進めていく必要がありますが、それがなかなか難しく、申請までに長時間かかってしまう方も少なくありません。

関係法令を熟知した経験豊富な専門家「行政書士」にお任せいただければ安心です。



民泊トリビア

ご存じですか？「イベントホームステイ（イベント民泊）」

オリンピック、コンサートなどのイベント開催時には、いくつかの条件のもと、行政への手続きをしなくても民泊ができることがあります。実は前回の東京オリンピック開催時にも同様の制度が活用されていました。

最近ではラグビーワールドカップでも、岩手県釜石市などで、選手や関係者が民家に宿泊して、言語を超えた国際的な文化交流が行われました。



Question

10

相続って簡単にいうと
どんなことをするのですか？



Answer

亡くなった人（被相続人）が
持っていた財産を
相続人たちで
分けるようなことをします。
例えば、銀行の口座を解約したり、
公共料金の支払い方法や、
車や不動産の名義を
変更することです。



Q 相続人って？

A 被相続人の配偶者、子、父母、兄弟姉妹など、法律において相続する権利があると認められている人を相続人といいます。

Q 相続の手続きはした方が良いですか？しないとダメですか？

A なるべく早めにした方が良いです。

例えば、手続きをしないで長年放置した結果、相続する世代が次世代となり、相続人が増えてしまうことがあります。その場合には、会ったこともない親戚を探し出して、その方と協力しながら手続きをすることになり、大変な手間と時間がかかるおそれがあります。

Q 行政書士に頼むと どんなことをしてくれますか？

A 相続手続きに必要となる書類の作成や収集を行い、相続人が相続財産をきちんと取得できるようにするお手伝いをします。

具体的には戸籍謄本等の各種証明書の収集を行い、相続関係説明図や遺産分割協議書などの書類を作成します。銀行での手続きのお手伝いや、納税や不動産の名義変更が必要な場合には他の専門家と協業しながら手続きを進めていきます。

相談・依頼・遺産分割内容の確認

戸籍謄本等の書類の収集

書類作成

遺産分割協議書、相続関係説明図、財産目録など

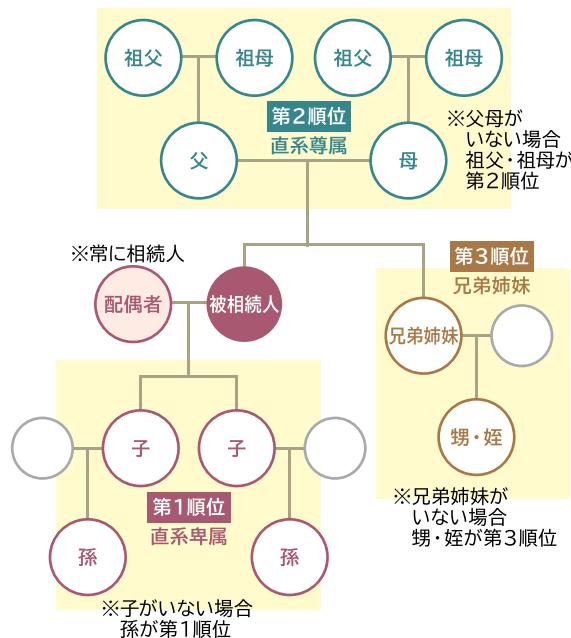
遺産協議書等書類へ相続人の署名・捺印

金融機関への手続きの代行

不動産がある場合には、司法書士と連携して登記

業務完了後に報告書を提出

■法定相続人の範囲と順位



第1順位：子供、養子、代襲者である孫・ひ孫
第2順位：父母（父母が亡くなっている場合には祖父母）
第3順位：兄弟姉妹、代襲者である甥・姪

Q この仕事をしていて 楽しいことは何ですか？ やっててよかったと思うことは なんですか？

A 依頼された方から「問題を解決してもらって気持ちがスッキリした」というご感想をいただいくと、とても嬉しく感じます。

Q 相続の専門家として 何かアドバイスはありますか？

A 将来、相続について心配があるようでしたら、遺言書を作ることをお勧めします。特にお子さんのいない方は、甥や姪が相続人になることもありますので、遺言でしっかりとご自身の財産をどのように相続させたいのかを書いておくと良いと思います。

エンディングノートは
32ページにあるニャ



Question

11

一人暮らしの高齢者を 心配ごとから守るには？



Answer

「成年後見制度」を利用して守ることができます。

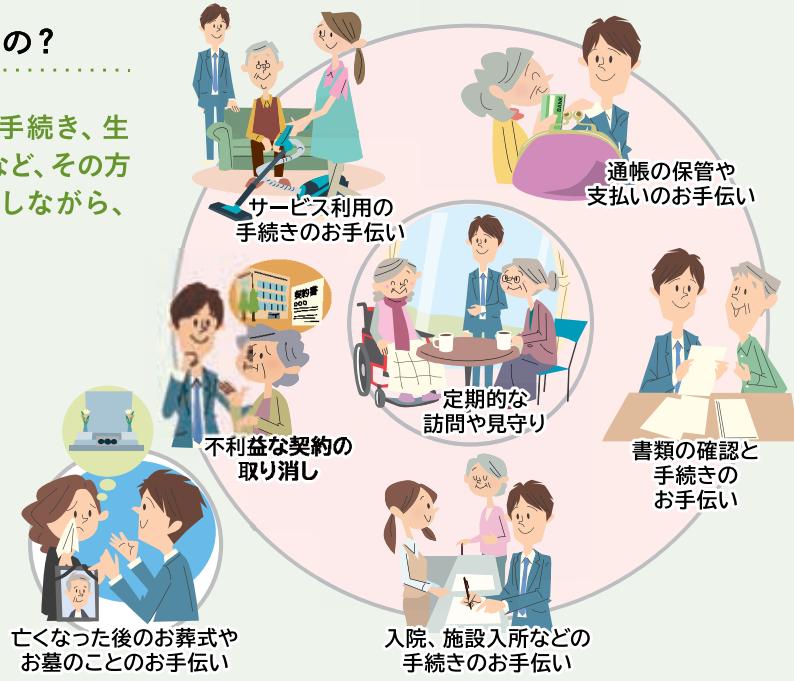
判断能力の低下などによって日常生活に困りごとや心配ごとがある方たちが、お持ちの能力や財産を活かしながら、終生その人らしい生活が送れるように、暮らしや財産を守るなどして法律面・生活面から保護し支援するのが成年後見制度です。私たち行政書士は、この制度のもと、成年後見人になるなどして高齢者や障がいのある方々を支援しお守りしています。



成年後見制度で、
本人もご家族も
安心できるんだニャ

Q どんなサポートをしてくれるの？

A 心身の健康状態の見守り、病院の手続き、生活費の支払い、施設入所の手続きなど、その方の状況に応じ、お気持ちを大切にしながら、様々なサポートをします。



とある行政書士の1日	
8:00	統合失調症のAさんから「昨夜眠れなかつた」と電話がある。
10:00	入院していたBさんの退院手続き・入院費の支払いのため病院へ。手続き終了後、ご自宅へ同行。
12:00	Cさんが緊急入院したと施設から連絡を受けて病院へ。病状説明を医師から受け、落ち着いたため病院を後にする。
14:00	Dさんと公証役場で任意後見契約と財産管理委任契約を締結。早速銀行に行き、頼まれた生活費の支払いを行う。
16:00	Eさんのお宅にゴミが山積みになっているということで、行政職員と片付けに。
18:00	Fさんの定期訪問で施設に行く。気分がふさいでいたようだが、声を掛けていると次第に表情が明るくなった。
20:00	Cさんの容態が急変したと連絡があり、病院へ。お亡くなりになり、施設、家族、葬儀社に連絡。
22:00	家庭裁判所へ定期的に提出する後見等事務報告書を作成。
24:00	総合失調症のAさんから「今夜も眠れない」と電話がある。

とことん説明



Q この仕事をやっていてよかったと思うのはどんなとき？

A 「その人らしい人生をサポートする」という仕事に、重みと共にやりがいを感じます。

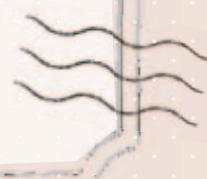
サポートさせていただいた方がお亡くなりになった後、ご家族から「あなたに家族を支えてもらってよかった」と言っていただいたときは、とても光栄に思いました。

大切なご家族のこと、それから、ご自身のこれからのこと、ご心配ごとは行政書士にお気軽にご相談いただけたらと思います。



Coffee
Breakこんな
行政書士も
いるんです

ペットと一緒に 海外旅行するときにも 行政書士がお手伝い！



海外旅行に行くとき、

ペットをどうするかで悩む方は多いと思います。



友人にあずかってもらう？

ペットホテルにお泊りさせる？

どちらもペットのことが気になって、

せっかくの旅行を満喫できないかもしれません。



結局、旅行自体をあきらめてしまう。



なんてこともあるかもしれません。

そこで！思い切って一緒に海外旅行をする



という選択をする方も増えてきています。

でも、実際にはどうすればいいのかわからない…



手続きを間違えて、家族同然の大切なペットが

つらい思いをしたらどうしよう…

そんな時、とっても頼りになる

行政書士がいるんです。



海外旅行にペットと行くためのこと

専門の行政書士に頼んでみよう!

1 旅行先を決める

旅行先の受け入れ条件を確認しなければいけません。
でもどこに聞いたらいいのかわからない。
もし聞いてもきちんと理解できるかどうか自信がない。



3 獣医さんで予防接種

狂犬病予防法と家畜伝染病予防法に基づく処置を行わなければいけません。
旅行先によっては、その他のワクチン接種や駆虫薬の投与などを行わなければならない場合もあるんです。



2 専門の行政書士に連絡

自分一人で悩まなくとも、複雑な手続きは、専門知識のある行政書士に依頼すれば、余計な負担を減らし安心して旅行の準備に専念できます。



もしも 訪問国の検疫で 不備があった場合

返送や場合によっては致死処分となることもあります。
また、係留検査となった場合は期間中(120日程度)の餌代やその他の諸費用と業者への支払い費用が飼い主の負担となります。



4 ペットと一緒に旅行を楽しむ

無事に出国して、ペットと旅行を楽しんだ後、無事に日本に帰ってくるところまでが旅行です。帰国の時には、行政書士に作成してもらった書類を現地の検疫当局に提出すれば安心。飼い主さんはペットの体調管理をしっかりしてあげてください。



行政書士業務には色々な手続きがあるんです

手続きによっては、その分野の専門知識が必要で、行政書士なら誰でもできるというものではない、というものもたくさんあります。ただ、行政書士でありながら獣医さんでもある!というような、どちらの知識もしっかりと併せ持った、安心して手続きを任せられる頼りがいのある行政書士がさまざまなジャンルで活躍しているので、心配ごとがあるときはまずは行政書士に相談してみてください。



これから行政書士を目指す人へ!

行政書士の仕事は多岐にわたりますが、この業務を行う行政書士はまだ数も少なく、全国から依頼があることや、相手国の幅も広くインターナショナルな仕事ができます。

また、検疫は苦手な獣医さんも多いので、行政書士がそこをフォローすることで飼い主の安心につながり感謝されることも多く、やりがいのある仕事です。



東京都行政書士会と

島しょ部との関わり

東京の島しょ部とは

東京都のうち東京23区と多摩地域で構成される東京地方を除した地域のこと。

- ・伊豆諸島の9島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、ハタ島、青ヶ島）
 - ・小笠原諸島の2島（父島、母島）
- の計11島を指します。

Q1

どんなことをしているの…？

A

島しょ部も含めた都内にお住まいのすべての方が、リーガルサービスにアクセスしていただけるようとの思いから始まりました。これは、東京都行政書士会の常住豊会長が、行政書士は地域密着型の国家資格者として地域との共生が大変重要であると考えているためで、市民相談センターが運営の中心となり、新島村の全面的協力による後援のもとに平成29年から年1回ずつ2日間にわたり、新島・式根島での無料相談会の開催を重ねています。

相談者の
質問に丁寧に
回答します。





どんな効果があるの…？

A

両島にはリーガルサービスの提供をおこなう専門家がおりませんので、無料相談会を開催させていただきますとどうしていいかわからないと悩み続けている方や書籍やインターネットなどで情報を集めているが、確信を持てないでいる方などがいらっしゃいまして相談後、「日頃不安に思っていたことに的確なアドバイスが得られた」「相談することで間違っていたことや正しかったことが明確になりました」などの感想をお寄せいただいたり、後日FAXでご丁寧なお礼状を頂戴したりすることもあります。



上空から見た新島中心部



どんな相談があるの…？

A

不動産関係(空き家の処分や利活用に関するもの)や相続手続きに関することが大半を占めますが、その他にも暮らしのいろいろな困りごとなどです。地元ならではの切実な内容の相談を受けることもあります。



予想外のエピソード…？

A

昨年(令和元年11月)の無料相談会は、初日が式根島でした。9月の台風で式根島は大きな被害を受けた後でしたので開催自体が危ぶまれましたが、こういうときにこそ、災害対応も含めた住民の皆さんに役立つ相談会を開催が決まりました。式根島へは、本島である新島から連絡船にて15分程で渡りますが、当日は風がとても強く、波頭も高い大荒れの海で一時は欠航かと思われるほどの中、出航はしたものの、連絡船の揺れは大変なもので船体は前後にローリング、船窓には大きくうねる横波が迫り、船内は歓声とも悲鳴ともつかぬ声があがる乗船となりました。

そして無事、下船することができホッとして相談会場に向かいいますと、そこには1時間も前から私たちの到着を待っていた相談者の姿がありました。これには、先ほどまでの船酔いのことも一瞬で忘れてしまいました。



東京都行政書士会における法教育の取り組みは、平成21年に始まり、その後、平成24年に東京都行政書士会内に法教育の取り組みを推進するための委員会が設置され、現在に至っています。



なんのために
やっているの？



法律は難しい、自分とは関係ない、
と遠ざけてはいませんか？
世の中にあるきまりを身近に感じ
てもらう取り組みとして、大人に
は法情報提供を、子供には法教
育を行っています。



法 教 育 紹 介



どんな効果が
あるの？



どうしたら
参加できるの？

なぜそのきまりがあるのか、もしその
きまりがなかったらどうなるのかを考
えることで、子供たちが自分たちの生
活の中にあるきまりと主体的に向き合
うきっかけになります。



東京都行政書士会にお問い合わせください。お話を伺いし
ながら、学校の課題にあった内
容を協力して作成したいと考え
ています。





絵本:ふきのとう文庫製作
授業では「布の絵本」「点字つきの絵本」などを実際に児童に触れてもらいました。

法教育って
子供だけ?

いえ、そんなことはありません。大人から子供まで誰にとっても法は大事です。
大人向けには、図書館などと連携して法情報講座を行っています。

まとめ

東京都行政書士会では、
『あらゆる人に法情報提供を』
の理念に基づいて、
法教育活動を行っています。
ご興味ご関心のある方は
ぜひご連絡ください。

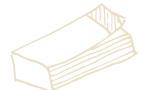


東京都行政書士会
が参加した



おしほくってなあに？

おしほくとは、朝日新聞社が
小学生のキャリア教育を支援するプロジェクト、
「おしごとはくぶつかん」のことです。



このプロジェクトの中の新宿高島屋コラボイベントに
東京都行政書士会は2年連続で参加しており、
今年も参加予定です。

握力測定



どんなことをするの？

東京都行政書士会は

- ブースを出展し、ゲームや握力測定の参加者に行政書士会マスコットユキマサくんのオリジナル缶バッジやシールなどをプレゼントしました。
- ワークショップ「ドローンを勝手に飛ばしてはダメ！？」を行い、子供たちが興味を持ちそうなドローンを題材に、社会にはルールがあるということを楽しく学んでもらいました。最後に子供たちが思い思いにデコレーションした、オリジナルトイドローンをプレゼントしました。

的当てゲーム





目的は？

行政書士という仕事を身近に感じてもらい、何か困ったことがあったときに行行政書士に相談するという選択肢をより多くの方に知っていたくことや、これから将来を担う子供たちに行行政書士になりたいと思つてもらえるようにPRを行うことです。



オリジナル
トイドローン作り



今後の活動は？

名称はかなり知られてきている行政書士ですが、その仕事内容を知る人はほとんどいないのが現状です。それは行政書士の手掛ける手続きの範囲が多岐にわたり、また今回題材にしたドローンのように、新しいツールがどんどん増えてきているということも理由に挙げることができます。

そのたびに新しい法律や手続きに触れ、日々研究をしなければな

らないという大変さと隣り合わせではあるものの、それを逆手に取れば常に新しいことに挑戦できるという興味深さも兼ね合わせている。そんな行政書士に少しでも興味を持ってもらえるように、これからもできる限りイベントに参加して、子供たちのなりたい職業を目指し、また、相談者の方へ親しみやすさをアピールし続けます。

終活・ エンディングノート について

終活とは、人生の終焉の準備や老後の生活の準備などをする活動を言います。エンディングノートの記入や、自分の葬儀・お墓の準備、遺言の作成、家財道具や荷物の整理などと人によってやることは様々です。中でもエンディングノートの記入は、手軽に始められるのでチャレンジする方も多いようです。色々な形式のものが出版されているので、ご自分に合ったものを見つけるのも楽しいかもしれませんね。

プエンテでは、

**終活をはじめようという方が、
簡単に書けて、気持ちの整理にも使えるように
「終活スタートティングノート」というエンディングノートを
掲載いたしました。**

ぜひご活用ください。



【ワンポイント！】

エンディングノートは、自由に書けるのが利点ですが、その反面法的拘束力がありません。遺産分割などについて書いておきたい場合は、きちんと遺言を書いておきましょう！



行政書士が、終活セミナーで
遺言についてご説明しています。



終活で入棺体験！



気に入った遺影を
撮っておくのも終活です。



終活をはじめるときに
書くといい
エンディングノート
だニャ!

終活 スターティングノート

氏名

記入日

年 月 日

介護・後見人について

●介護をお願いしたい人

- 家族 ヘルパーなど介護のプロ 家族・親族の判断に任せる

●介護を受けたい場所

- 自宅 病院や介護施設 (施設を決めている 施設: _____)
 家族・親族の判断に任せる

●介護にかかる費用

- 自分の預貯金でまかなう 民間の保険に加入している
 家族・親族からの援助が必要 家族・親族の判断に任せる

●後見人

- 配偶者 (夫 ・ 妻) に任せたい
 子供 (_____) に任せたい
 知人 (_____) に任せたい
 任意後見契約をしている
(契約先: _____)
 特に考えていない

介護・後見人についての私の想い

医療について

●病名と余命の告知

- 病名も余命も告知してほしい 病名・余命とも告知しないでほしい
 病名だけ告知してほしい 余命だけ告知してほしい
 家族・親族に任せたい

●延命治療

- 延命治療を希望する
 延命治療はせず、尊厳死を希望する
(苦痛をやわらげる緩和ケアを希望する 緩和ケアを希望しない)
 「尊厳死の宣言書」「リビングウィル」等を作成している
(保管場所: _____)
 家族・親族に任せたい



●臓器提供・献体

- 臓器提供の意思表示をしている
(臓器提供意思表示カード ・ 運転免許証 ・ 健康保険証)
 献体の登録をしている
※献体を希望する場合は、事前の登録が必要です
(登録団体: _____)
 臓器提供や献体はしたくない
 家族・親族に任せたい

医療についての私の想い



お墓・葬儀について

● お墓

- 先祖代々のお墓
- すでに購入しているお墓
- これから購入する予定がある
- 納骨堂等で永代供養してほしい
- 樹木葬を希望する
- 家族・親族に任せたい
- お墓は必要ない

(散骨 · 手元供養 · 他の希望: _____)

● 葬儀

- 葬儀を希望する
 - 友人・知人を多く呼んでほしい
 - 家族・親族のみでやってほしい
 - 遺影に使用してほしい写真がある

(保管場所: _____)

- その他、お花・音楽・死装束などの希望がある

(希望: _____)

- 直葬を希望する
- 家族・親族に任せたい

● 死後事務委任契約

- 死後事務委任契約をしている

(受任者: _____)

お墓・葬儀についての私の想い

（複数行記入用箇所）

相続・遺言について

● 相続

- “争族”や相続税について具体的な対策をしている
※「争族」とは、遺産相続をめぐり親族が争いになってしまうこと

(相談先: _____)

- 対策はしていない
 - 対策しなくても大丈夫だと思っている
 - 関心はあるがやっていない
- (_____) に任せている
- 相続人に任せる

相続・遺言についての私の想い

（複数行記入用箇所）

● 遺言

- 遺言がある

(自筆証書遺言 · 公正証書遺言 · 秘密証書遺言)

(保管場所: _____)

- 遺言を作成する予定がある
- 遺言はない

財産について

●財産一覧

不動産がある ない

自宅（土地・建物） (所在地: _____)

その他（土地・建物） (所在地: _____)

預貯金がある ない

金融機関名	支店名	連絡先

株式がある ない

預入証券会社	支店名	連絡先

その他有価証券や金融資産等がある ない

種類	名称	連絡先

保険に加入している していない

保険会社	支店名	保険の種類・内容	連絡先

負債（借金・ローン）がある 保証人になっている ない

借入先	連絡先	備考

連絡先について

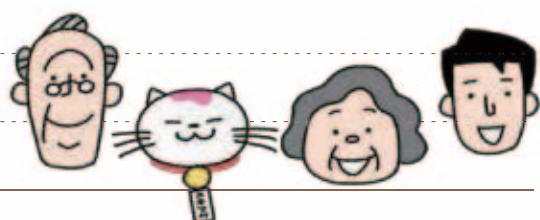
●いざという時に連絡してほしい方

氏名	連絡先	関係
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		



私の想い

●家族・友人へのメッセージや、自分史など



無料相談会のご案内

東京都行政書士会では、毎月、都内各地において、行政書士による無料相談会を実施しています。相談会場は、市区役所などの公的機関となります。相談会場によっては、事前予約が必要なところもありますので、ご注意ください。
なお、下記の無料相談会のご案内は令和2年3月現在のものです。



相談会場	開催日	担当支部
千代田区役所本庁舎 区民相談室	毎月第1、第3火曜日(8月を除く)	千代田支部
中央区役所1階 区民相談室	毎月第3水曜日	中央支部
港区役所本庁舎3階 区民相談室	毎月第3木曜日	港支部
新宿区役所本庁舎 1階ロビー	毎月第1、第3火曜日	新宿支部
偶数月:文京シビックセンター 奇数月:文京区民センター等	毎月第2火曜日 (都合により第1・第3火曜日の場合あり)	文京支部
台東区役所1階 区民相談室	毎月第2木曜日	台東支部
墨田区役所1階 区民相談コーナー	毎週火曜日	墨田支部
江東区役所2階 区民ホール	毎月第3木曜日(祝日を除く)	江東支部
豊洲シビックセンター	毎月第2木曜日(祝日を除く)	
総合区民センター	毎月第3月曜日(祝日を除く)	
江東区役所2階 区民ホール(外国人相談)	毎月第1月曜日(祝日を除く)	
品川区役所第3庁舎2階 区民相談室	毎週金曜日(第5金曜日除く)	品川支部
大田区役所1階ロビー	毎月第4木曜日(但し12月は第3木曜日)	大田支部
目黒区総合庁舎本館1階西口 区民の声課 区民相談コーナー	毎月第1月曜日(祝日の場合は翌日)	目黒支部
世田谷総合支所(世田谷区役所第3庁舎1階)	毎月第3木曜日	世田谷支部
渋谷区役所庁舎2階 区民相談室	毎月第2、第4金曜日	渋谷支部
杉並区役所1階ロビー	年6回(1・3・5・7・9・11月)第2金曜日	杉並支部
衆議院議員石原のぶてる事務所	毎月第3金曜日	
JR高円寺駅北口庚申通り商店街「庚申文化会館2階」	毎月第4月曜日(8月を除く)	
中野区役所1階「専門相談室」	毎月第3金曜日	中野支部
鷺宮区民活動センター	奇数月第2金曜日	
南中野区民活動センター	偶数月第1金曜日	
豊島区役所1階ロビー	毎月第2水曜日	豊島支部
練馬区区民相談所(練馬区役所東庁舎5階)	毎月第1火曜日	練馬支部
石神井庁舎区民相談室(石神井庁舎2階)	毎月第3月曜日	
板橋区立情報処理センター4階 区民相談室	毎月第1、第3金曜日(祝日及び年末年始を除く)	板橋支部
北区役所第一庁舎1階正面玄関ロビー	偶数月のおおむね3日前後 (日程はお問い合わせください)	北支部
荒川区役所3階 区民相談所	毎月第1・第4水曜日(祝日を除く)	荒川支部
足立区役所北館3階 区民の声相談課	平日毎日	足立支部
葛飾区役所区民相談室	毎月第3火曜日	葛飾支部
江戸川区 グリーンパレス区民センター	毎月第1、第3月曜日(祝日を除く)	江戸川支部
八王子市役所 市民生活課	毎週木曜日(月4~5回)	八王子支部 (八王子市、日野市)
日野市役所 企画部市長公室 市民相談担当	第1金曜日と第3木曜日	
府中市役所 市民相談室	毎月第2木曜日	府中支部 (府中市、多摩市、稲城市)
多摩市役所 市民相談室	毎月第2、第4月曜日	
稻城市役所 市民相談室	毎月第3火曜日	

相談会場	開催日	担当支部
小平市役所1階相談室	毎月第1月曜日、第3水曜日	多摩中央支部 (小金井市(但し職域の都合により府中市の一部を含む)、小平市)
小金井市役所第2庁舎 1階相談室	毎月第3水曜日	
西東京市田無庁舎 市民相談室	偶数月第1水曜日	田無支部 (西東京市、東村山市、東久留米市、清瀬市)
西東京市保谷庁舎 市民相談室	奇数月第2金曜日	
清瀬市生涯学習センター	毎月第3水曜日	
東久留米市役所 市民相談室	毎月第2水曜日	
東村山市役所本庁舎1階市民相談室	毎月第3木曜日	
国分寺市役所相談室	毎月第3月曜日	国分寺支部
町田市役所1階 市民相談室	毎月第2、第4木曜日	町田支部
調布市役所2階 相談室	毎月第2、第4火曜日	調布支部 (調布市、狛江市)
狛江市役所2階 市民相談室	毎月第1、第2火曜日(夜間)、第3火曜日	
立川市役所	毎月第2火曜日	立川支部 (立川市、武蔵村山市、東大和市、国立市)
立川市女性総合センター(アイム)5階	毎月第1土曜日	
武蔵村山市役所	毎月第2水曜日	
東大和市役所	毎月第2木曜日	
国立市役所	毎月第2金曜日	
昭島市役所 1階市民相談室	毎月第3水曜日	多摩西部支部 (青梅市・昭島市・福生市・あきる野市・羽村市・瑞穂町・奥多摩町・日の出町・檜原村)
福生市役所 1階市民相談室	毎月第2火曜日	
青梅市役所3階 301相談室	毎月第4火曜日	
あきる野市役所 1階市民相談室	毎月第1金曜日	
羽村市役所 1階市民相談室	毎月第2火曜日	

無料相談会に関するお問い合わせ先：市民相談センター 03-5489-2411 平日 12:30～16:30

お客様の笑顔が一番！

① 行政書士は許認可申請書、契約書、遺産分割協議書、議事録など、作成できる書類は1万をこえると言われています。



② 中でも必ず作成する書類が……



③ 自分の事務所の請求書!!



④ でも本当はお客様の笑顔が一番嬉しいのです！



編集後記

今年のプエンテは、行政書士のお仕事図鑑にしようということで、それぞれの業務ごとに担当を決めて取材にあたるという地道な作業から始まりました。

性質上、取材や写真撮影は実際に仕事をしているところが望ましく、取材する側とされる側の行政書士はもちろんのこと、関係行政庁や、実際にお仕事に関係する業務を行った店舗などにも時間を割いていただき、また写真を提供していただくなど、多大なるご協力をいただきました。

ページのデザインに合う写真が撮れなかったときや、追加でイメージが膨らんだときには、日を改めて複数回写真撮影にうかがいました。

文章についても校正していく過程で、補足説明をいただくため電話やメールで問い合わせ、回答をいただきました。

このように、取材にご協力いただいた皆様のお手を何度もとなく煩わせてしましましたが、その甲斐あって、代表的な行政書士業務がよくわかるツールができたのではないかと思います。

この冊子を手にした方が行政書士を身近な存在だと感じ、「そうだ！行政書士に相談しよう」と思っていただけると幸いです。

最後になりましたが、取材にご協力くださった、すべての皆様に感謝申し上げます。

広報部次長 半田正美

行政書士とうきょう増刊号 プエンテ [Puente] Vol.11

令和2年3月31日発行 定価500円(送料別)

各種お問い合わせや購入をご希望の方は、東京都行政書士会事務局まで。TEL 03-3477-2881 MAIL info@tokyo-gyosei.com

■編 集

東京都行政書士会広報部

担当副会長 浅野幸惠

編集委員長 榎本 晃

編集委員 半田正美 齋藤敦子

大門則亮 益子光宣

及川弘子 三五政彰

田村 豪 江川さやか

妹尾ひかる 岩田とみゑ

古林孝一 中里 裕

■発行人

東京都行政書士会

会長 常住 豊

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6

TEL 03-3477-2881 FAX 03-3463-0669

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

■デザイン・制作

株式会社 DNPメディア・アート

有限会社 ディーエヌデザインセンター

■印刷所

大日本印刷株式会社

